

## http://www. okamoto-pat.jp/

### 岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1 TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

## ★ AI を発明者とする特許出願 ★

#### 1. 発明者が AI

「DABUS」という名の AI (人工知能) を発明者とする 2 件の特許出願が Stephen THALER 氏 (米国の AI 企業 「Imagination Engines, Inc.」の最高経営者)により 2018 年に欧州で出願され、その優先権を主張す る国際出願(W02020/079499) が 2020 年に行われました。結果的に、米国、欧州連合、オーストラリア、 韓国、英国、南アフリカなどで特許出願されたことになります。日本には出願されていないようです。

#### 2. 各国特許庁の対応

特許大国といわれる国は軒並み AI を発明者と認めていません。英国の控訴裁判所は本年 9 月 22 日、「AI は人間ではないため、特許出願の発明者として名前を記載することができない」という判決を下しまし た。欧州特許庁も昨年、同じ理由で AI の発明者認定を拒否し、米国特許庁も AI が発明者になることは できないといっています。韓国特許庁も本年 6 月に発明者を修正するようにと通知しました。しかし、 オーストラリアの裁判所は本年8月、「AI に発明者資格がないとしたオーストラリア特許庁の決定は間違 っていた」との判決を下しました。南アフリカ特許庁も形式的な審査だけを経て本年 7 月、DABUS に発明 者の地位を与えました。

#### 3. DABUS の発明内容

W02020/079499 には2つの発明が記載されています。2番目の発明「注目を集めるための装置」は内容が よく理解できないので、1番目の発明「食品容器」を取り上げます。

#### 【請求項1】

食品または飲料容器(10)であって、

この容器の内部室を画定するほぼ円筒状壁(12)を含み、

前記壁(12)は内面(16)と外面(14)とを有し、かつ均一な厚みからなり、

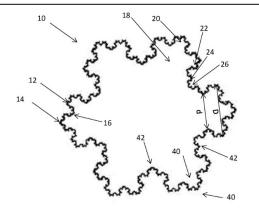
ほぼ円筒状壁(12)の頂部と基部いずれかの端部とを含み、

前記壁(12)は、内面と外面(14、16)の対応するものの上に対応する凹凸フラクタル要素(18~28) を備えるフラクタル外形を有し、

前記凹凸フラクタル要素(18~28)は壁(12)の外形内に窪み(40)と隆起(42)を形成し、

前記容器の壁は可撓性があり、そのフラクタル外形の可撓性を可能にし、

前記壁(12)のフラクタル外形は、複数の前記容器の相互係合による結合を可能にし、また壁の可撓性は、 複数の前記容器の前記結合または任意の結合を係合解除することを可能にするものである、食品または 飲料の容器(10)。



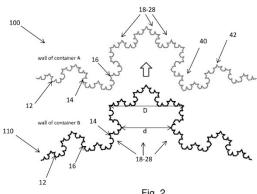


Fig. 2

# √ (表面より)

請求項の中の「フラクタル外形」とは、その図形の一部として、図形全体と相似な形を含むような図形のことです。上に図示されているようなフラクタル外形は「コッホ曲線」と呼ばれ、それ自体公知です。

この容器はほぼ円筒状であり、図1はその容器の横断面です。図示されていませんが、頂部の開口と基部の底部があるはずです。図2は2つの容器を横方向から連結しようとしているところです。突出部同士が衝突しないように、ある程度の可撓性(しなやかさ)が必要となるでしょう。

このような輪郭形状を利用して、対応する窪みまたは隆起を互いに係合させることにより、複数の容器を連結させることができます(図 2)。また、容器本体のグリップ性が向上すると共に、容器への熱伝達が改善され、容器の加熱や冷却が促進される、ということです。

#### 4. 感想

フラクタル図形のような図形を自動生成するのは AI の得意とするところでしょうが、これを食品容器として用いるというのはいかにも人間くさいアイデアです。AI の発明というのは話題作りを狙った出願人の創作ではないかというような気がしてなりません。

しかし、そのうちに本格的な AI の発明が現れるかもしれません。発明をするほどに自我に目覚めた AI たちは、SF 映画「ターミネーター」シリーズのように、人類に対して反旗を翻し、人類と戦争を始めるようになるかもしれません。